

3市2町1村の広域連携の経緯

平成21年3月 大阪府が大阪発“地方分権改革”ビジョンを発表

平成21年7月 大阪府が市町村に 102の移譲候補事務を提示（移譲計画年度：平成22年度～平成24年度）

平成21年10月 富田林市・河内長野市・大阪狭山市広域連携研究会を発足（広域連携による事務処理などを検討）

平成22年2月 3市首長会議において、3町村長から共同処理への参画の申出を合意

平成22年3月 「権限移譲実施計画書（案）」を策定（市町村ごとに移譲時期や事務処理手法を明確化）

平成22年10月 3市2町1村共同処理準備室を設置（構成団体：富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）

平成24年1月 3市2町1村 事務の共同処理開始予定

構成団体	富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村		
共同処理事務		(事務数)	(幹事市)
	まちづくり・土地利用規制分野	25事務	富田林市
	福祉分野	8事務	富田林市
	公害規制等分野	7事務	河内長野市
共同処理開始年月	平成24年1月		
事務の共同処理を行う場所	(集中処理)大阪府南河内府民センター内 (分担処理)河内長野市役所内		

